

平成 30 年 9 月 3 日現在

機関番号：32637

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03160

研究課題名(和文) EUにおける需要力濫用規制の展開

研究課題名(英文) The Regulation of abuse of buying power in EU

研究代表者

森平 明彦 (Moridaira, Akihiko)

高千穂大学・経営学部・教授

研究者番号：90200435

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：EUにおける需要力濫用規制の具体的展開として、EU加盟国の規制、英国の綱領審判官制の規制、ドイツの競争制限禁止法19条2項の規制に係わる比較法的考察を行った。その結果、市場力規制を任務とする独占禁止法の体系に位置付けられた優越的地位濫用の規定につき、相対的市場力の規制が、公正な競争秩序の要請に結びつく体系的な一貫性があることを明らかにした。また、昭和57年の独禁研報告書に貢献をした正田/今村教授の学説は、相対的市場力の濫用が公正な競争秩序維持の規制と結びつけられる理論構築により、市場力規制の法体系に需要力濫用規制が位置付けられる先駆的、現代的意義を有する規制の基礎固めをした点の評価をした。

研究成果の概要(英文)：I studied the Groceries Code Adjudicator Regulation in UK(2013) and the prohibition of abuse of relative market power in Germany antitrust law .And I surveyd unfair trade regulation in many European Union's contory. Those comparative law studies revealed that dominant position abuse rules in japan antitrust law consistently has the merit of legal requirement of fair competitive order. That merit is based on investigation of Shouda/Imamura antitrust Theory. Both scholar's theory grounds fair and free competition rule against abuse buyer power. This contribution has strong point of pioneering theory in antitrust law history of many country.

研究分野：法律学、経済法

キーワード：独占禁止法 優越的地位の濫用 ドイツ競争制限禁止法 需要力 不公正な取引方法 公正競争阻害性

研究成果報告書

森平明彦；EUにおける需要力濫用規制の展開

平成 27 年度 基盤研究(C) 15K03160

1. 研究開始当初の背景

近時大規模スーパーや量販店による取引先事業者に対する優越的地位濫用事件が多発するとともに、コンビニなどのフランチャイズ契約による本部と加盟店間の紛争や、また需要者/供給者双方が市場の優位な事業者である新たな需要力濫用事件が生じている。独占禁止法によるこれら事例に対する規制の有効性の検討が求められるとともに、比較法的見地、とりわけ欧州連合(EU)について、欧州議会と同委員会の規制及び加盟各国の規制、行動綱領による民間の自主規制のアプローチや行政処分権限を有するオンブズマンの規制など、多様な紛争解決手段との比較優位の検討が求められる状況にある。併せて、かかる濫用の規制を、市場力規制の体系内で行うことを主眼とする我が国独禁法の体系的整合性の問題にも、この比較法的研究が資すると考えられる。

この点は、多様な不公正取引慣行を規定する不公正な取引方法のうち優越的地位濫用の規制を取り入れた独禁法体系における位置づけの検討に有益であるとの背景的事情も存する。

2. 研究の目的

EUにおける大規模スーパーの需要力濫用に対する規制につき以下の法的研究を行った。第一に、競争法の規制に対する不正競争防止法・民法の規制という境界的な法規制の問題である。欧州委員会は統一市場においてかかる境界領域の新規制を探っている。

第二は、競争法に係わる違法性判断基準の検討である。2013年英国綱領規制や同年の欧州委員会グリーンペーパーは濫用の被害者たる供給業者段階の競争における不公正さや自由競争への影響を捉えた。

第三は、エンフォースメントの問題である。濫用行為者の取引停止の威嚇から違反の申告や私訴を控える供給業者の傾向が、EUや加盟国で問題にされ、ソフトロー+公的執行の新規制が模索されている。

以上第一から第三より、日本法への示唆を探ることを目的とした。

3. 研究の方法

欧州委員会の決定書面や報告書、欧州大学院等の研究グループの研究報告書、各国の立法理由書や立法経緯の調査、(インターネットより入手)各国の判例や規制機関の決定などの文献の検討を行った。さらに以上の比較法的検討の成果をもとに、我が国独禁法の優越的地位濫用や不公正な取引方法をめぐる解釈問題、さらにその規定の体系的位

づけの問題について、東京経済法研究会や「科研費共同研究独占禁止法とフェアエコノミー(舟田正之、土田和博両教授が代表研究者)」研究会への参加、報告により討議を行ない、また日本経済法学会平成 29 年度大会(独占禁止法制定 70 年のシンポジウム)に向けた報告者間での事前討議と大会での報告と討議を経ることによって理論的秩序をはかることを研究の方法とした。

4. 研究成果

2013年に制定された英国の「食品雑貨綱領審判官法」は、それまで同国競争委員会が策定し、指定大規模スーパーマーケットに遵守を義務付けた「食品雑貨サプライ行動綱領(GSCOPという)」について、その遵守を監視するとともに、濫用的商慣行とされた違反行為のエンフォースメントを行い、報復的な取引停止にたいしても規制を広げた「食品雑貨綱領審判官」の制度を創設するものである。本研究は、2002年企業法の「市場調査」というユニークな手段を用いて制定された綱領審判官制度について、その理論的基礎付けをした競争委員会報告書や、立法段階の議論、競争法や経済学の学説によりつつ、制度の紹介と競争法上の理論的諸問題の検討をおこなった。本制度は、供給業者段階の市場における競争者の競争機能を競争法制の保護法益とする特色があり、競争法上の体系的整合性を保ちながら濫用の競争阻害に対する新たな規制のアプローチが開拓されたことを明らかにした。

欧州委員会が 2013年に公表した「欧州食品サプライチェーンの機能改善」に関するグリーンペーパーは、欧州政策研究センターと欧州大学院の共同チームによりまとめられた「小売サプライチェーンの事業者間不公正取引慣行をカバーする法的枠組みの研究；最終報告書」の影響を受けている。本研究は、最終報告書が依拠した不完備契約に関する取引費用の経済学に対して、それに批判的な理論モデル(サミュエル・ポウルズとハーバート・ギンタスによる抗争交換理論)に基づき問題点の検討を行った。その結果、最終報告書が批判する英国の綱領審判官制度の方が、以下に述べるような競争法上の体系的な理論的一貫性において優位をもち、規制の実効性を有することを明らかにした。すなわち、公的調査権限をもって大規模スーパー/供給業者間の内部的関係を把握する審判官が、制裁金の抑止効果をもって、取引停止の「恐れの要因」に対処する。かかる内部的関係の把握は、大規模スーパーによる取引先事業者に対する販売促進の協力レベル引上げの強制的要素(「経済的権力の行使」)を把握することを含む。そして審判官の規制は、供給業者段階の競争の歪曲を是正する競争法の法目的に仕える。かかる競争法を補完する機能

は、行動綱領による規制により発揮された（英国競争法体系の一環をなす 2002 年企業法の「市場調査」の制度による）。以上の規制は EU 競争法とほぼ同様な実体規定をもつ英国競争法から導かれた成果として評価できる。したがって、EU 競争法の発展におけるその歴史的な意義が確認されるべきことを明らかにした（なお、制度の制定当時、英国は EU 離脱表明以前の段階にあった）。

また EU 加盟国は、国家的法システム又は（及び）民間の自己規制のシステムにより、不公正取引慣行にたいする独自の規制を模索し、実施する状況にある。本研究では、前者につき、競争法（各国反トラスト法、不正競争防止法）、行政法、民法そしてその何れにも属しない機能的な公的アプローチをとる各国の動向の紹介と検討を行い、後者では、EU 加盟国につき横断的に行われている民間のサプライチェーン・イニシアチブによる自己規制の試みを取り上げ、法理論上の問題と規制の実効性について検討を加えた。なお、前者の、特に各国反トラスト法と不正競争防止法境界領域の規制に関する法理論的問題については、欧州大学院大学のハンス・ウルリッヒ教授による「不正競争の禁止と反トラスト法 大陸の謎」論文を取り上げて検討を行った。

ところで、EU における不公正取引慣行の越境的特質は、ローマ 規則とローマ 規則という準拠法選択という国際私法の問題に関する欧州の共通規準により規制されるが、その点の検討課題についても紹介と考察を行った。

以上の比較法的考察に基づき、「法規範、規律及び法秩序の主要原理の間の意味関連を叙述する体系志向の法学方法論」上の分析（カール・ラーレンツ）に依拠して、英国綱領審判官制度による不公正取引慣行の規制、ドイツの競争制限禁止法(GWB)と不正競争防止法(UWG)からなる需要力濫用規制、そして我が国独禁法の優越的地位濫用の規制の各々について、相対的市場力の濫用が競争秩序に及ぼす影響評価とその規制の実効性の評価を行った。

その結果は、英国では相対的市場力の認定と公正な競争秩序保護の要請が、英国固有の「市場調査」の制度を用いたことにより結びつけられ、行動綱領の規制の実効性が確保されていることが明らかになった。

それに対しドイツでは、GWB は相対的市場力の規制を行うが、公正な競争保護の要請は専ら UWG に委ねられ、相対的市場力の濫用を公正な競争により秩序づける規律が困難になっている問題を摘示した。

そして我が国の優越的地位濫用規定にあつては、相対的市場力の濫用が公正な競争秩序維持の法的要請と結びつけられる理論構築により、市場力規制の法体系に需要力濫用規制が位置付けられる先駆的な、かつ現代的意

義を有する規制を達成したことを明らかにした。

このように、優越的地位の濫用の規制においては、自由な競争に対する公正な競争の要請による秩序づけを行なう点に特色があるが、次に本研究は、かかる捉え方を可能にする法体系上の推論構成の特色につき検討を行なった。すなわち、不公正な取引方法の位置づけについては、私的独占の予防的、補完的規定として捉える従来の通説的見解（今村説）と、市場支配力の形成が阻止された後の競争秩序を積極的に公正な形に秩序付けるものとする少数説（正田説）の対立があった。この双方の立場を有機的に統合する形で昭和 57 年の独占禁止法研究会報告書（「独禁件報告」）により公正競争阻害性の整理がされ、現在の通説的立場として運用の基礎をなしている。優越的地位濫用もこのような通説的立場から自由競争基盤の確保の要請により不公正な取引方法の中に整序された経緯がある。

本研究では、先ず、独禁研報告の基礎になった今村 / 正田両学説について法学方法論及び概念規定に係わる理論的な共通基盤を摘示した。そのうえで、近時の競争者排除や優越的地位濫用に係わる規制事例の検討をして、かかる理論的共通基盤の展開状況とその批判も含めて検討を行なった。そしてかかる展開は、能率競争の侵害に係る公正な競争の阻害の検討が重視され、公正な競争と自由な競争の一体的な把握が特色となっていることを明らかにした。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(1) 森平明彦 「需要力濫用規制の新展開 英国綱領審判官制度の検討」高千穂論叢 49 巻 1 号、2014 年、pp.1-209 .

(2) 森平明彦 「需要力濫用規制の法理論的枠組み 競争とコンフリクトの融合的把握」高千穂論叢 50 巻 1 号 2015 年、pp.1 - 266

(3) 森平明彦 「不公正な取引方法 今村/正田両学説の統合、展開、批判と展望」2017 日本経済法学会年報第 38 号、2017 年 pp.55-66

〔学会発表〕(計 3 件)

(1) 森平明彦 「相対的市場力の規制と公正な競争秩序」、科研費共同研究独占禁止法とフェアエコノミー、2016 年 01 月 30 日早稲田大学 9 号館 304 教室

(2) 森平明彦 「不公正な取引方法」東京経済法研究会、2016 年 06 月 17 日立教大学 12

号館 2F 会議室

(3)森平明彦 「不公正な取引方法 今村/正田両学説の統合、展開、批判と展望」日本経済法学会平成 29 年度大会 2017 年 10 月 14 日専修大学神田キャンパス 2 号館 302 教室

〔図書〕(計 2 件)

(1) 森平明彦「不公正な取引方法の位置づけ 競争者排除行為を例として」舟田正之、土田和博編『独占禁止法とフェアコンミー』(日本評論社)2017 年 pp.69-86。

(2) 森平明彦「相対的市場力の濫用と公正な競争秩序」『舟田正之先生古稀祝賀・経済法の現代的課題』(有斐閣)2017 年、pp.303-321。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等：なし

6. 研究組織;以下、特記事項なし

(1)研究代表者

森平明彦 (MORIDAIRA, AKIHIKO)

高千穂大学・経営学部・教授

研究者番号：90200435

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()